

男女共同参画社会の実現を目指して

2018年6月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364



一人ひとりが自分らしく生きることができ、互いに対等なパートナーとして分かち合い、支えあうことができる社会について、自分自身の生活や、地域、職場などの状況を思い浮かべながら考えてみましょう。

**男女共同参画を
考えよう**

日常生活の中で、「男性・女性としての役割」に縛られていると感じたことはありませんか？
性別にとらわれず、それぞれの個性や能力を發揮することができ、その人らしさを尊重する「男女共同参画社会」であれば、生活がより豊かで充実したものになるはずです。

平成30年6月23日から29日は男女共同参画週間です！

～ 走り出せ、性別のハードルを超えて、今 ～

(内閣府 平成30年男女共同参画週間キャッチフレーズ)

「男女平等」という言葉は、みなさんにとって当たり前のことかもしれません。

しかし、みなさんを取り巻く社会には、「男は仕事、女は家庭」といったように男性と女性のイメージを固定化することによって、その人らしさよりも性別で能力を決めつけ、可能性の芽を摘んでしまうことが、依然として様々な場面で起こっています。

また、そうした社会の状況から、知らず知らずのうちにみなさんの心の中にも、不必要に性別にこだわって「男にはできない」「女にはできない」と可能性の選択肢をはじめから限定していることがありませんか。誰もが性別に関わりなく人生の中で自由に羽ばたきことができたら、社会はもっと素敵になるでしょう。

自分らしく、その人らしく。すべての人が生き生きと安心して暮らすことができる、豊かで活力ある社会を実現するため、あらゆる分野に対等に参画できる「男女共同参画社会」を目指しましょう。

知っていますか？



最近まで、世の中「男性」と「女性」の2つの性別しかないと認識されてきましたが、姿、価値観、感情などが人によって異なるように、人間の性をたった2つのパターンに分けられるほど単純なものではありません。人間の性は多様であり、誰もが自分の性を尊重され、自分らしく生きることのできる社会が望まれます。

- L：レズビアン（女性の同性愛者）
- G：ゲイ（男性の同性愛者）
- B：バイセクシャル（両性愛者）
- T：トランスジェンダー（身体と心の性が一致していないため、身体の性に違和感を持ったり、個々の性と一致する性別で生きたいと望む人）

あなたに「固定的役割分担意識」はありますか？

次の①～⑩について、そう思うものに○をつけてみましょう。

- ① 女性が主に家事をやるのは当たり前の事だとおもう
- ② 男性が洗濯物を干したり、スーパーで買い物をする姿を見かけると「気の毒」「かっこ悪い」と思う。
- ③ 地域の行事は男性が計画して、女性がお手伝いするのがよいと思う。
- ④ 市内の避難所の炊き出しは女性の仕事だと思ふ。
- ⑤ コピーや計算等の事務は女性の方が向いていると思う。
- ⑥ 男性が育児休暇を取るのをおかしいと思う。
- ⑦ 男性は性的な冗談を言っても許されると思う。
- ⑧ 「男なんだから」「女なんだから」と日常的に思う。
- ⑨ 結婚したら、主に男性の収入で家計を支えるのは当たり前だと思ふ。
- ⑩ 将来のため、男の子には勉強を頑張ってもらいたい、女の子はそこそこでよいと思ふ。



○はいくつありましたか？

0個の人	自分を大切にするように周りの人も尊重できるあなた。すべての人が輝く日々を送れるよう、多くの人にあなたの考えや思いを伝えてください。
1～5個の人	様々な場面で、「今までの自分の考え方とは違うな…」と感じたあなた。ささいな疑問にも立ち止まって考えてみましょう。小さな気づきの積み重ねが、誰もが住みよい男女共同参画社会をつくれます。
6個以上の人	従来の慣習やしきたりに無意識に縛られていませんか？「男らしさ」「女らしさ」で区分せず、「私らしさ」で考えてみると、新しいあなたが見えてくるはずです。

～相談機関のご紹介～

秘密は守られます。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）	★男性のための電話相談（ドーン財団） ☎06-6910-6596 第2, 3土曜日 17:00～21:00 その他の週水曜日 16:00～20:00
★大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 06-6946-7890 9:00～20:00（祝日・年末年始は除く）	★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）
★働く女性の全国ホットライン ●無料電話相談 ☎0120-787-956 毎月5・10・15・20・25・30日 平日の場合 18:00～21:00 土日・祝日の場合 14:00～17:00	★インターネット人権相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 24時間利用可能 ★性暴力被害相談（SACHICO） ☎072-330-0799 24時間対応可能